

新発田市経営基盤強化促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域農業の担い手を育成し、本市農業の持続的発展を促すため、意欲ある農業者の農業経営の安定と発展のための取組みに対し、予算の範囲において新発田市経営基盤強化促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、新発田市補助金等交付規則（昭和33年新発田市規則第10号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、土地利用型農業を行う経営面積20ヘクタール以上の市内に住所を有する認定農業者とする。

(交付対象事業)

第3条 この要綱の対象となる経費は、大規模農家が規模拡大等による経営改善、所得向上を目指すために経営改善計画を立て、その目標達成に必要となる農業機械、施設等の導入に係る費用とする。ただし、当該機械、施設等の費用について、国、県等他の補助金の交付を受けるときは、補助金の交付は行わないものとする。

第4条 本事業の補助対象となる農業機械、施設等は10万円以上のものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、機械、施設等の導入に要する費用の3分の1以内の額とし、その限度額は100万円とする。

第6条 前条の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、経営基盤強化促進事業補助金交付（変更）申請書（別記様式第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 農業経営改善計画の写し
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付することと決定した申請者には、経営基盤強化促進事業補助金交付（変更）決定通知書（別記2号様式）により、補助金を交付しないことと決定した申請者には経営基盤強化促進事業補助金不交付決定通知書（別記3号様式）によりそれぞれ通知するものとする。

(補助金額の変更等の承認)

第9条 補助金の交付決定を受けた申請者が、事業を変更し、補助金の額が変更となる場合は、経営基盤

強化促進事業補助金交付（変更）申請書（別記第 1 号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （１）事業計画書
- （２）収支予算書
- （３）農業経営改善計画の写し
- （４）その他変更内容を証する書類
- （５）その他市長が必要と認めるもの

２ 市長は、前項に規定する申請があつた場合は、その内容を審査の上、補助金の交付額を変更することと決定したときは、経営基盤強化促進事業補助金交付（変更）決定通知書（別記第 2 号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（申請の取り下げ）

第 10 条 補助金等の交付を申請したものが、第 8 条の規定による補助金の交付の決定の通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定内容またはこれに付された条件に不服があるとき、または当該申請した事業を取りやめるときは、申請を取り下げることができるものとする。

（実績報告）

第 11 条 申請者は、補助事業が完了したときは、事業完了後 30 日以内に経営基盤強化促進事業補助金実績報告（別記第 4 号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （１）収支決算書
- （２）補助対象経費に対する請求書の写し、領収書の写し、その他の支払証拠書類
- （３）導入した機械、施設等の写真（第 7 条の交付申請書に記載した機械等の銘板または型式がわかるもの）
- （４）その他市長が必要と認めるもの

（補助金の額の確定等）

第 12 条 市長は、補助事業の実績報告又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合したものであるかどうかを調査し、適合したものであるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、経営基盤強化促進事業補助金確定通知書（別記第 5 号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（達成状況報告）

第 13 条 申請者は、毎年通知する指定日までに前年度の目標達成状況報告書を市長へ提出するものとする。

（財産処分の制限）

第 14 条 規則第 19 条第 4 号及び 5 号で定める財産は、財産の取得価格が 1 件 500 千円以上のものとする。

２ 財産処分を制限する期間は、国が定める減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に準ずるものとする。

（補助金の返還）

第15条 市長は、申請者が無断で活動を休止、若しくは組織を解散、又は事業で取得した機械、施設等を第14条第2項に定めた期間の内に処分したときは、補助金の返還を求めることができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成30年4月1日から実施した。

この要綱は、令和3年4月1日に改正した。

この要綱は、令和7年5月1日に改正した。